

渋川市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法(昭和22年法律第25号)第3条第2項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、渋川市内に住所を有し、学校教育法第22条第1項及び同法39条第1項に規定する保護者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(学用品費及び学校給食費の給付については同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童生徒学用品費等については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者に対するものを除く。)

(2) 次条に規定する準要保護者

第3条 渋川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、要保護世帯(要保護児童生徒の有する世帯をいう。以下同じ)以外の児童生徒の保護者で次項に該当する者については、必要に応じて学校長、福祉事務所長及び民生委員児童委員の助言を求め、補助を必要と認める者については準要保護者として認定し、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」として認定する。

2 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。

(1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税

(3) 地方税法第323条の規定に基づく市民税の減免

(4) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

(5) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

(7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(9) 世帯更正貸付補助金による貸付

3 前2項で規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者。

(1) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(2) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(3) PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(4) 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活が極めて困難と認められる者

(5) 経済的理由による欠席日数が多い者

4 その他学校長又は民生委員児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者
(認定基準)

第4条 この要綱に規定する準要保護者の認定は、次のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 就学援助費の申請者の属する世帯全員(同一敷地内の別棟に居住する者で、生計が同一であると認められる場合を含む。)の総所得金額から保険料等を控除し、12で除した額を別表第1で算出した需要額の合計で除した数値が0.9未満の世帯

(2) 前号以外の世帯で、特別な事情等があり、教育委員会が特に認定する必要があると認める世帯

2 前項第1号に規定する就学援助費申請者の属する世帯全員の総所得金額とは、所得のある世帯員それぞれの1年間の恩給、年金(遺族年金、障害年金は除く)、仕送り、養育費等の勤労所得以外の所得を合算した金額とする。

(支給対象経費)

第5条 支給対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習材料を含む)又はその購入費

(2) 新入学児童生徒学用品費等

新入学児童又は生徒(年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る)が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル・カバン・通学用服・通学用靴・雨靴・雨傘・上ばき・帽子等)の購入費

(3) 修学旅行費

児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金に係る費用

(4) 医療費

学校保健法(昭和33年法律第56号)第7条の規定に基づく疾病の治療に要する費用(社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)

(5) 学校給食費

茨川市内の小中学校に在学する者の学校給食に要する費用の実費

(6) 校外活動費(宿泊を伴うもの)

児童又は生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。))をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴うもの

に参加するため直接必要な交通費及び見学料に係る費用

(7) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)

児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料に係る費用

(8) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費(片道の通学距離が児童にあつては4 km以上、生徒にあつては6 km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関(旅客運賃を徴して交通の用の供する軌道、索道、一般乗合自動車)の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料とする)

(支給額)

第6条 前条に掲げる支給対象経費に係る支給額は、国の定める範囲内とする。

ただし、実費を支給することが望ましい旨定められているものについては、予算の範囲内で支給することができるものとする。

(支払方法等)

第7条 年3回(7月、11月、2月)に支給するものとする。

(報告事項)

第8条 学校長は対象児童生徒が年度の中途において、転学又は死亡したときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(委任事項)

第9条 学校長は、保護者の委任を証する書面に基づき支給金を代理受領できるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度支給分から適用する。

